

監査事務局 平成29年度 局運営方針

1. 主な現状と課題

適正な行財政運営の確保と市民の満足度及び信頼性の向上が求められている中、独立した執行機関として公正不偏な立場を保持した監査機能のより一層の充実、強化を図ることが求められています。

監査の実施につきましては、経済性・効率性・有効性（3E監査）の視点を考慮し、リスク・アプローチ手法を活用しながら、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査等を実施し、その結果に関する報告を議会及び市長等に提出し、公表することにより、公正で合理的かつ能率的な市の行財政運営の確保に資するとともに、その透明性の向上を図り、市民の福祉の増進に寄与していきます。

監査技術のスキルアップを目指して、外部機関が主催する研修等に積極的に参加するとともに、国や全国の各都市からの情報収集に努め、専門性の高い職員の育成強化に努めます。

【定期監査】

地方自治法第199条第4項に基づき、財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施します。

【工事監査】

地方自治法第199条第4項に基づき、工事の設計、施工等が適正に行われているかどうかを主眼として実施します。

【財政援助団体等監査】

地方自治法第199条第7項に基づき、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、次の区分にしたがって監査を実施します。

○出資団体監査

出資比率25%以上の団体が対象

○指定管理者監査

公の施設を管理している指定管理者が対象。対象となる施設を4つのグループに分け、区分ごとの監査が4年で一巡するように、毎年1つのグループの中から施設を抽出

1. 公園・プール・公営住宅
2. 文化・社会教育施設等
3. 保養・産業・駐車場施設
4. 社会福祉施設等

【例月現金出納検査】

地方自治法第235条の2第1項に基づき、会計管理者及び企業管理者の保管する現金の在高及び出納関係諸帳簿等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として検査を実施します。

定例日である毎月27日を基準に、出納室、市立病院、水道局及び建設局下水道部を対象に、定期監査や決算審査との有機的な連携を図りながら検査を実施します。

【決算審査】

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項に基づき、市長から審査依頼された歳入・歳出決算等について、計数が正確であるか、経理が適正であるかどうかなどを主眼として審査を行い、審査した結果について意見書を作成し、市長に提出します。

【健全化判断比率等審査】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に基づき、市長から審査依頼された健全化判断比率や資金不足比率など、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を行い、審査した結果について意見書を作成し、市長に提出します。

【行政監査】

地方自治法第199条第2項に基づき、事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところにしたがって適正に行われているかどうかを主眼として実施します。

【その他の監査】

随時監査（地方自治法第199条第5項）

住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条）

直接請求による監査（地方自治法第75条）

議会の請求に基づく監査（地方自治法第98条第2項）

長の要求に基づく監査（地方自治法第199条第6項）

等

2. 基本方針・区分別主要事業

公正で合理的かつ能率的な市の行財政運営を確保するため、適正かつ効果的な監査を実施します。

(1) 監査、検査、審査の実施及び監査事務の調査、研修等を実施します。

* ()内は一般財源

(単位:千円)

No.	区分	事業名	29年度	28年度	説明
1		監査事務局運営事業 〔監査課〕	9,473 (9,473)	9,793 (9,793)	市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに市の事務事業の執行について監査を実施